

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年8月9日（平成28年（行情）諮問第490号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第462号）

事件名：特定期間に特定事件に関連して発生した費用について金額の記載のある文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「会計処理に係る文書で、名古屋地方検察庁が作成し、又は取得及び保有する文書（特定期間に、名古屋地方裁判所特定事件番号に関連して、発生した費用について金額の記載のある文書すべて。文書には、支出（経費）を算定したもの、支出を決裁したもの、実際に支出したことで受領した領収証（書）などを含むほか、図面及び電磁的記録も含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月29日付け名地企発第24号により名古屋地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が開示請求した文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示請求は名古屋地方裁判所特定事件番号に関連して、特定期間に発生・支出した費用を記載した文書である。

不開示理由として、捜査の進捗状況や捜査機関の捜査手法を公にすることとなるとしているが、同事件は特定A月に起訴となり、捜査は請求している期間のずっと前に終了しているから、不開示理由に該当しない。

別の理由として、公判準備の進捗状況等を公にすることとなり、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、同事件は特定B月に公判整理手続を終了しているから、それ以降の期間にあたる本請求では、公判準備の進捗状況等を公にすることはならず、同事件は特定C月には確定しているから、既に公訴の維持

の支障になることもなく、不開示理由に該当しない。

更に、法8条に該当するとも理由に含めているが、本件請求には検察官の出張等を含め、さまざまな経費が存在するのであって、対象文書の存否を回答するだけでは不開示情報を開示することにはならないから、同条にも該当しない。

よって、不開示とする理由は存在しない。

(2) 意見書1

ア はじめに

本件の開示請求の内容および処分庁の決定については諮問庁（検事総長）提出の理由説明書（下記第3。以下同じ。）のとおりであるので省略する。

諮問庁の理由説明書では、捜査中、（捜査を終結して起訴後の）公判活動中、判決確定後で活動終了後と一緒にまとめて述べているが、本件は判決確定後で全ての活動を終了後になされた開示請求であり、捜査中及び公判活動中に係る開示請求の善悪や可否について論じる必要はない。

そうすると、諮問庁の実質的な理由説明は、下記第3の2（2）イ11行目（既に公判が終結していたとしても）～15行目（明らかである）、下記第3の2（3）18行目（既に終結済みの事件であったとしても）～27行目（判断を左右するものではない）の2ヵ所を認めることができる。

また、本件開示請求が文書取得及び作成の期間を特定期間と限定し、更に1件の特定の事件に限定していることは検討の上で重要な点である。（下記諮問庁理由説明書（第3の1（1）の2行目）で「取得及び保有」となっている点で、本件請求は特定A日以前に作成または取得したものを対象としておらず、理由説明書が請求の趣旨を正解していないことも考えられる。）

特定している事件は、特定B日に起訴、特定D月まで公判前整理手続がなされ、特定C月に判決が確定している。公判前整理手続後には新たな証拠提出をすることができないのであるから、遅くとも特定D月には捜査や鑑定、公判準備（公判期日に関するものを除く）は終結している。

そうすると、本件請求は捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得るものを含まないことになり、下記理由説明書の第3の2（3）1行目（上記（2）アのような）～17行目（不開示情報に該当するものである）までは、理由として該当せず、不適切であると言える。

諮問庁の理由と言える部分を特定した上で、次に意見を述べる。

イ 審査請求人の意見（反論）

（ア）文書の範囲を「会計処理に係る文書」に限定し、捜査の進捗状況や手法は分からないこと。

捜査に係る文書の開示請求をしているのであれば、処分庁の決定にある、捜査手法等が明らかになることもあるであろう。しかし、本件請求は会計文書に限定しており、捜査に関する情報は含まれず、処分庁、諮問庁の理由は該当しない。

（イ）捜査・公判準備中の期間を外していること

上記アでも述べたとおり、指定期間は公判中（公判は地裁のみでいえば特定Aヶ月）のうちの約特定Bヵ月であり、公判前整理手続中の期間も外しているのであるから、その間の会計文書に、捜査の進捗や捜査の手法が表れていることはあり得ない。

（ウ）犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼさないこと

開示請求が、判決確定後になされているのであり、犯罪の捜査や公訴の維持、逃亡、罪証隠滅、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼさないことは、誰の目からみても明らかである。

「同種の犯罪を企図している者等」への影響についても、会計文書のみで、しかも捜査の行われていない公判期間のごく一部を開示したとしても全くあり得ず、犯罪行為を潜在化、巧妙化させることなど起こり得ない。

同様に証人等が嫌がらせを受けて公判に影響を与えることも、（公判が既に終結しているので）あり得ない。

（エ）理由が請求を正解していないこと

下記理由説明書（第3の（3）の冒頭）では、「個別の事件の捜査、公判のために作成する文書については、その内容を不開示としても」とあるが、本件は捜査文書を対象としておらず、会計文書のみであるから、この理由説明からすれば、理由説明書が請求を正解せずに書かれたものであることが明らかである。

（オ）文書が存在すること

下記理由説明書（第3の2（3）21行目から）に「どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させ」とあるが、上記（イ）のとおり捜査は行われておらず、失当である。「どのような文書」とあるが、本件の請求は会計文書のみで、他に種類はない。

しかしながら、公判期日は2日（特定C日、特定D日）あるから、検察官がタクシーを使って出廷する等していればそれに対する出張旅費精算に係る会計文書は存在する。

(カ) 法5条4号及び8条に該当しないこと

上記(ア)ないし(オ)で述べたとおりであるから、法5条4号及び8条に該当しないことは明らかである。

ウ 審査請求人の意見(主張の補充)

(ア) 公金の使途はできる限り明らかにされるべきである

公金に関する情報公開としては、官房機密費や首長、議員の公費などがある。

また、機密性の高い文書の情報公開の事例としては外交文書(外務省)などがある。

これらについては、一定の期間の経過を経て、という条件があったり、文書のうちの一部を不開示とするなどの条件を設けて開示されている。

開示されることによって不適切な支出がないか、不法な使用がなされていないかが検証されるのであり、実際に、特定知事や特定県議の事例が明るみに出て、正されたことは説明するまでもない。

検察官がいつでも、どこでも、誰でも100%正しいと言えないことは証拠改ざん事件で証明された。

とあれば、本件請求についても適切な条件のもと、最大限明らかにされる必要がある。

(イ) 審査請求人に費用負担させられる経費が含まれていること

刑の言渡しの後、刑事裁判にかかる費用は、刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)181条により刑事被告人に負担させられることになっている。

刑事確定訴訟記録法(以下「記録法」という。)により、費用内訳を確認すべく費用負担裁判記録の閲覧を請求したが、それを保管する処分庁は、同記録に費用内訳が存在しないとの回答であった。

他方、刑訴法181条の費用範囲は、刑事訴訟費用等に関する法律(以下「費用法」という。)に定められ、その中には証人等の旅費や鑑定料等が含まれており、処分庁が会計処理したものが多分に存在する。

費用負担を求められた費用の支出につき、その内訳や額を確認できることというのは、社会通念上、常識として認められるものであり、内訳や額を示さず一括して請求するというのは、非常識である。その場合、私的な費用や不当に高くあるいは実体のない請求すらも盲目的のまま受け入れを迫るもので受認できるものではない。

本件請求は、負担を求められた費用の内容を確認するためのもので、当然に開示されるべきものである。

(ウ) 本件請求は適切なものであること

本件請求は、これまで述べてきたとおり、文書種類の限定があり、文書作成（入手）時期も捜査時期を外し、請求時期も判決（刑事裁判）確定後になされるなど、非常に配慮されたもので適切である。

取調べの可視化など捜査の適正化が求められている現状にあって、捜査を離れた費用については当然に適正でなくてはならず、適正であれば開示することに何ら問題は生じない。

更にそのうちには、審査請求人に費用を請求することを前提として支出し、会計処理されてきたのであるから、そうした文書は当然に開示されなければならない。

エ 結論

以上のとおり、諮問庁の理由は誤解に基づく誤ったものであり、不開示とする理由は存在せず、開示すべき理由があるから、原処分を取り消し、開示決定すべきである。

(3) 意見書 2

審査請求人から平成28年10月5日受付で意見書2及び資料が当審査会宛て提出された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、以下のとおりである。

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、名古屋地方検察庁に対してなされたものであり、「会計処理に係る文書で、名古屋地方検察庁が作成し、又は取得及び保有する文書（特定期間に、名古屋地方裁判所特定事件番号に関連して、発生した費用について金額の記載のある文書すべて。文書には、支出（経費）を算定したもの、支出を決裁したもの、実際に支出したことで受領した領収証（書）などを含むほか、図面及び電磁的記録も含む。）」（本件対象文書）を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の事件に関する捜査の進捗状況や捜査機関の捜査手法、公判準備の進捗状況等が明らかとなり、法5条4号の犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、存否応答拒否とする不開示決定（原処分）を行った。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、不開示決定を取り消し、開示決定する

ことを求めているところ、原処分を維持することが妥当であると認めたので、不開示決定の妥当性について、以下のとおり理由を述べる。

(2) 特定事件に関連して発生した費用について金額の記載のある文書について

ア 本件対象文書は、特定事件に関連して発生した費用について金額の記載のある行政文書であるところ、本件対象文書としては、検察官若しくは検察事務官が取り調べた者又は検察官若しくは検察事務官から囑託を受けた鑑定人等に支払われる旅費等の支給に関する文書、事件の捜査に関する照会費用や鑑定費用等の支払いに関する文書、検察官及び検察事務官が取調べ等のために出張する際に作成された出張手続に関する文書等があり得る。

そして、これらの文書には、いずれも当該事件の捜査活動又は公判活動に付随して発生した費用についての金額等が記載されており、これらに記録されている情報はもとより、これらの文書が作成されている事実を開示するということは、検察官又は検察事務官が何らかの捜査活動又は公判活動を行っている等の当該事件の捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況及びどのような時期にどのような捜査等を行っているか等の情報を示すものである。

イ また、捜査活動及び公判活動の内容や進捗状況等は公にされるものではなく、仮にこれが公になった場合、現に捜査中の事件であれば、当該事件の事件関係者等に逃亡又は罪証隠滅等をされるおそれが生じるなど、捜査活動に支障を及ぼすものであり、既に捜査が終了している事件であったとしても、どのような捜査等が行われたかが公になるため、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなるのは明らかであり、公判審議中の事件であれば、公判準備の進捗状況等が公になった場合、当該事件の被告人及び事件関係者等から、証人等が嫌がらせ行為を受けるおそれが生じるなど、公判活動に支障を及ぼすものであり、既に公判が終了していたとしても、どのような公判準備が行われたかが公になるため、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査・公判活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなるのは明らかである。

(3) 法5条4号及び8条該当性

上記(2)アのような個別の事件の捜査・公判のために作成する文書については、その内容を不開示としても、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、検察庁における捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、捜査の進捗状況等を察知した被疑者

及び事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれが生じ、また、公判準備の進捗状況等を察知した被告人及び事件関係者等から、証人等に対する嫌がらせ行為等が行われるおそれが生じることから、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当することは明らかである。

また、文書が存在していない場合、その旨を答えると、対象期間において、当該事件につき、当該文書の作成を伴う捜査活動及び公判活動等をしていないことを推測させるほか、開示請求を繰り返すことにより、捜査の進捗状況及び公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、被疑者等において、その犯罪行為を潜在化、巧妙化させ、更には継続、拡大等する可能性を否定することはできず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当するものである。

さらに、当該事件が既に終結済みの事件であったとしても、捜査活動及び公判活動の内容並びにその手法等は公にされるものではなく、開示請求に対して、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させ、同種の犯罪行為を企図している者や当該事件の共犯者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動及び公判活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条4号の不開示情報に該当するとの判断を左右するものではない。

したがって、特定事件の捜査や公判がどの段階であったとしても、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが相当である。

3 結論

以上のとおり、本件不開示決定については、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の事件に関する捜査の進捗状況及び公判準備の進捗状況等が明らかとなり、法5条4号の犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、法第8条により存否応答拒否とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

- ③ 同年9月15日 審査請求人から意見書1を收受
- ④ 同年10月5日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑤ 同月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「会計処理に係る文書で、名古屋地方検察庁が作成し、又は取得及び保有する文書（特定期間に、名古屋地方裁判所特定事件番号に関連して、発生した費用について金額の記載のある文書すべて。文書には、支出（経費）を算定したもの、支出を決裁したもの、実際に支出したことで受領した領収証（書）などを含むほか、図面及び電磁的記録も含む。）」

であり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の存否応答拒否による不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、同人が開示請求した文書を開示すべきとしているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

（1）諮問庁の説明の要旨

ア 本件対象文書としては、検察官若しくは検察事務官が取り調べた者又は検察官若しくは検察事務官から囑託を受けた鑑定人等に支払われる旅費等の支給に関する文書、事件の捜査に関する照会費用や鑑定費用等の支払いに関する文書、検察官及び検察事務官が取調べ等のために出張する際に作成された出張手続に関する文書等があり得る。

イ そして、これらの文書には、いずれも当該事件の捜査活動又は公判活動に付随して発生した費用についての金額等が記載されており、これらに記録されている情報はもとより、これらの文書が作成されている事実を開示するということは、検察官又は検察事務官が何らかの捜査活動又は公判活動を行っている等の当該事件の捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況及びどのような時期にどのような捜査等を行っているか等の情報を示すものである。

ウ 上記アのような個別の事件の捜査・公判のために作成する文書については、その内容を不開示としても、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、検察庁における捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、捜査の進捗状況等を察知した被疑者及び事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれが生じ、また、公判準備の進捗状況等を察知した被告人及び事件関係者等か

ら、証人等に対する嫌がらせ行為等が行われるおそれが生じることから、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当することは明らかである。

エ また、文書が存在していない場合、その旨を答えると、対象期間において、当該事件につき、当該文書の作成を伴う捜査活動及び公判活動等をしていないことを推測させるほか、開示請求を繰り返すことにより、捜査の進捗状況及び公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、被疑者等において、その犯罪行為を潜在化、巧妙化させ、更には継続、拡大等する可能性を否定することはできず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当するものである。

オ さらに、当該事件が既に終結済みの事件であったとしても、捜査活動及び公判活動の内容並びにその手法等は公にされるものではなく、開示請求に対して、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させ、同種の犯罪行為を企図している者や当該事件の共犯者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動及び公判活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条4号の不開示情報に該当するとの判断を左右するものではない。

(2) 検討

ア 開示請求書に記載されている請求内容に対応して、本件対象文書の存否を明らかにすることは、名古屋地方検察庁において、特定期間に、名古屋地方裁判所特定事件番号の事件の捜査等に関し何らかの文書が作成された事実の有無、ひいては、当該事件に関し何らかの捜査等が行われていた事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ そして、対象期間を変え、同様の開示請求を繰り返すことにより、当該事件の捜査等の進捗状況等が推知し得る旨の諮問庁の説明も首肯できる。

ウ そうすると、本件対象文書の存否を答えることにより、当該事件が現に捜査中の事件であれば、当該事件の事件関係者等に逃亡又は罪証隠滅等をされるおそれが生じるなど、捜査活動に支障を及ぼし、既に捜査が終了している事件であっても、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活

動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることは否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

エ したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史